

京都市告示第 160 号

京都市水路等管理条例第3条第1項の規定に基づき、次の水路等（同条例第2条第2号に規定する農業用水路等以外の水路等に限ります。）を廃止します。

当該水路等の起点から終点までの経路を表示する図面は、京都市建設局において告示の日から2週間公衆の縦覧に供します。

平成18年8月4日

京都市長 榊 本 頼 兼

整理 番号	名 称	起 終	点 点
1	小野水0038号	山科区勸修寺閑林寺6番地の7 同上	
2	小野水0039号	山科区勸修寺閑林寺8番地の5 同町6番地の5	
3	小野水0040号	山科区小野西浦58番地の25 同上	
4	醍醐水0021号	伏見区醍醐北端山28番地地先 同町25番地の8地先	
5	醍醐水0029号	伏見区醍醐御陵東裏町39番地地先 同上	
6	醍醐水0079号	伏見区醍醐北端山25番地の8地先 同町21番地地先	
7	醍醐水0080号	伏見区醍醐御陵東裏町39番地地先 同上	

(建設局道路部道路明示課)